

## 実質化された人・農地プラン

〔 注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してく 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大紀町	野原地区	令和 4年 2月28日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2, 158a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1, 859a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	610a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	610a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0a
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<p>地区内には70歳以上の農業者が耕作する水田610aが存在し、610a全ての水田が今後10年以内には高齢により耕作が困難又は耕作をやめたいとの意向です。これは地区内の耕地面積の1/3にあたります。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払事業交付金を利用し、営農継続、地域共同による活動並びに耕作放棄地発生防止に努めていますが、年々、農業者が減少し耕作されない農地が増えています。中心経営体の農業経営面積も現状維持が実状であり、中心経営体の農地経営面積の拡大は見込めない状況です。</p> <p>後継者の確保・農地利用の方針などの話し合いですが、おおむね終了しましたので区切りの段階をとして『野原地区人・農地プラン』としましたが、今後も、地域の話し合いを継続しながら農地の引き受け手(後継者)の確保を図るほか、交付金を活用した集落営農組織についても考え、地域全体の農地について検討していきます。</p>
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地の借り手である中心経営体の農業経営面積を現状維持若しくは少しでも借り受けし経営面積増となるよう、中心経営体自らの努力の他、貸し付ける農家側も中心経営体を支援し、農地を共同で管理するなどし農地を引き受けしやすい仕組みを考えていく。</p>
<p>水田農業については多面的機能支払交付金(資源向上・共同活動)・中山間地域等直接支払事業交付金を利用し、農地の貸し手側も共同活動に参加するなどして中心経営体の負担を軽減する。交付金の活動である水路維持の共同活動に貸し付け農家が積極的に参加する仕組みを考えていく。貸し付ける農家も自分の所有地であることを意識し、貸し付けた農地の畦畔の草刈りや水管理等の農作業に参加する仕組みを考えていく。</p>
<p>茶畑については、貸し付け希望の農家も少なくないことから、茶専門農家・伊勢農協等の助言・支援を受けながら、農地の引き受け手を探していく。水田・茶畑とも良質な堆肥は必要なことから、当地域の農業の主要な品目でもあり中心経営体の大部分を占める肉牛農家と堆肥利用の連携を図っていく。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法		肉牛	- ha	肉牛	- ha	野原地区
認農		肉牛	- ha	肉牛	- ha	野原地区
認農法		水稻、肉牛	7.6 ha	水稻、肉牛	7.6 ha	野原地区
認就		イチゴ	0.4 ha	イチゴ	0.4 ha	野原地区
計	4人		8.0 ha		8.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地の貸付け・借り受け等の意向</b> アンケートの結果、5年後には高齢により耕作が困難又は耕作をやめたい意向の農地は約750aで、同じくアンケートの結果、5年後又は近い将来に貸し付けを希望する農地面積は約170aとなっています。差し引き580aは後継者、借り受け農家又は貸付する意向が決まっていないので、このままでは耕作されない農地となってしまいます。これらの農地については引き続き検討会を重ね、優先課題として話し合いを継続していく。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b> アンケートの結果、農地を貸し付けるにあたっては、同一市町村内の近隣の農家又は親しく付き合いのある農家が借り受けしてもらうという希望が大半をしめているが、希望どおりにならないことも予想されるので農地中間管理機構の利用も考えながら検討していく。</p>
<p><b>中心経営体への支援方針</b> 多面的機能支払交付金(資源向上・共同活動)・中山間地域等直接支払事業交付金を利用し、水路の維持管理などの共同活動を継続する。共同活動には農地の貸し手側も参加する取り組みをおこない中心経営体を支援していく。</p>
<p><b>鳥獣被害防止対策に関する意向</b> 鳥獣被害の大きい農地では、農地の引き受け手から敬遠される事実があることから、既存の獣害防護柵の効果を発揮できるよう適切に管理していく。また、これを機に獣害防護柵管理組合の活動強化を図りながらも中心経営体への負担減を目的とした話し合いを進めていく。</p>
<p><b>基盤整備に関する意向</b> 水田農業にかかせない用水確保のため、水路の管理活動を強化するとともに改良等が必要な箇所については積極的に改良していく。水路の管理活動・改良等に農地の貸し手側が参加するなどして中心経営体への負担とならないようにしていく。大規模な水路の補修・改良の場合は、その費用補助について町に要望していく。</p>
<p><b>プラン実現のための事務体制</b> このプランの実現のための事務体制として、地区農業委員・水利組合長・多面的機能支払交付金(野原区保全会)代表・農家と中心経営体から選出した者数名・役場等の関係機関の担当者等が協同して所事務をおこなう。</p>

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。